新入生および在学生各位

新型コロナウィルス感染拡大防止のための対応方針

学 長

新型コロナウィルスの感染が拡大し、不要不急の外出や懇親会等の会合の自粛が求められている 昨今の状況の中で、学生諸君には本学の学生として節度ある行動を心がけ、感染拡大防止に努め てください。

1、マスク等の着用について

- ・通学時および学内では極力マスク等 (タオルでも常時装着なら可、手作りマスク可)を着用すること。
- ※マスク不足のため、やむなく再利用する場合は、厚労省やメーカー等の解説ページを参照し、注意事項に 留意すること(本学のオリエンテーションでも説明します)。

2、授業における対応について

- 【4/9 追加】2 週間程度の外出(通学を含む)の自粛により、授業等を欠席した学生が不利益とならないよう配慮するので、学生は通学できるようになってから、事務局備え付けの「欠席届」を事務局に提出すること。
- 【4/9 追加】上記の自粛により、春学期の履修登録が「4月24日の履修登録期限」に間に合わない場合には、5月13日(水)までに「履修登録票」を「欠席届」ともに提出すること。

(特にオリエンテーションに参加できない新1年生をはじめ全学年に対して、スムーズに授業を受けられるよう、また、欠席した授業に不利益が生じないよう、個別にサポートいたします。)

【4/10 追加】教科書販売を 4/24(金)から 5/1(金)まで延長します。

- ・教員からの指示がない限り発声しないこと。
- ・グループ討論を伴う授業では必ずマスク等を着用すること。
- ・学内のパソコンを利用する場合には、必ず事前に備え付けの消毒液で手の消毒を行うこと。

3、大学生活における対応について

- ・休み時間や昼食時に、接近して対面で座らないこと。
- ・近距離で会話しないこと。
- ・手洗い、アルコール消毒を徹底すること。
- ・サークル活動については、引き続き、大会・試合等への参加や合宿等は行わないこととし、 通常の練習、ミーティング等においても3つの密(密閉、密集、密接)にならないよう十

分注意すること。

- 【4/9 追加】通学する際にはできるだけ混雑するバスを避け、受講する授業に合わせて時差通 学すること(但し、遅刻しないこと)。
- 4、学外における対応について
 - 【4/8 追加】県外から転入、帰省、または旅行等から帰った学生、特に緊急事態宣言対象地域 及び海外へ滞在した学生は2週間程度、外出(通学を含む)を控えること。なお、 該当する学生は必ず、事務局へ連絡すること。
 - 【4/8 追加】不要不急の県外、特に緊急事態宣言対象地域及び海外への移動を自粛すること。 ※緊急事態宣言対象地域

(東京都、神奈川、千葉、埼玉各県の首都圏と大阪府、兵庫県、福岡県の計7都府県)

- ・規則正しい生活を送り、体調管理に努めるとともに感染症対策をすること。
- ・毎日、体温を測定し、記録しておくこと。
- ※発熱・倦怠感・頭痛・咳等の感染の疑わしい場合は、自宅で休養するとともに毎日体温を測り記録する。 そのうえで①風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が 4 日以上 (ハイリスク者は 2 日以上) 続く、②強いだるさ (倦怠感) や息苦しさ (呼吸困難) がある、のいずれかに該当する場合、各地保健所「帰国者・接触者相 談センター」に相談する。【青森市保健所 TEL017-765-5280】
- ・通学以外の不要不急の外出を避けること。(例えば、カラオケ・ゲームセンター・パチンコ等の娯楽施設は極力利用しないこと。)
- ・当面の間は、大人数による飲食を伴う行事・イベントを企画せず、参加もしないこと。